

デイケアにぎや家 利用料金表

【後期高齢者医療被保険者証・健康保険高齢受給者証をお持ちの場合】

ご利用一回につき	一般の方	→	1割負担
	一定以上の所得の方	→	3割負担

※ 一ヶ月に支払った利用料金が一定の額を超えた場合、超えた部分の払い戻しを受けることができます。詳しくは裏面をご覧ください。

※ 後期高齢者医療被保険者証対象外の方は、健康保険者証の一部負担金の割合に応じて、ご利用一回ごとに医療費の1・3割をお支払いいただきます。

【被爆者健康手帳・重度障害者医療受給者証(広島市)をお持ちの場合】

無 料

【自立支援医療制度の認定を受けている場合】

広島市の方	→	無料
広島市以外の方	→	ご利用一回ごとに、1割負担 (自己負担上限額まで)

<その他 実費負担していただくもの>

☆ 必要な方からは以下の料金をいただきます ☆

中タオル ※①	¥ 32 / 枚
バスタオル ※①	¥ 53 / 枚
シャツ・パンツ ※②	¥ 263 / 枚
トレーナー(パジャマ上) ※②	¥ 105 / 枚
ズボン(パジャマ下) ※②	
くつ下 ※②	¥ 32 / 枚
紙パンツ ※②	¥ 315 / 枚
紙オムツ ※②	¥ 215 / 枚
尿取りパッド ※②	¥ 105 / 枚
下拭き専用タオル ※③	¥ 21 / 枚
食事用エプロン	¥ 32 / 枚
散髪	¥ 2,625
行事等の写真	¥ 40 / 枚

※① 入浴時に使用します。

※② 入浴時以外に、衣服の汚染や失禁などがあり予備がない場合は、当施設のものをリースいたします。

※③ 陰部清拭のため使用します。行事などのため入浴を中止する際に使用したものは、料金はいただきません。

その他、行事の際のお弁当代や食材料費、交通費を実費負担していただくことがあります。

高齢者の高額医療費制度について

70歳以上の方で、一ヶ月の自己負担が一定額（以下の表を参照）を超えた場合、超えた額が払い戻される制度です。

区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一般の方	12,000円	44,400円
①市町村民税非課税世帯の方	8,000円	24,600円
①の世帯で年間収入が80万円以下の方（年金収入のみの場合）		15,000円
一定以上の所得がある方	44,400円	80,100円 （総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた部分の1%を加算）

- ・ 払い戻しを受けるには、申請が必要です。
- ・ 複数の病院や診療所で支払った自己負担全てを合わせて計算できます。
- ・ 住民票上の同じ世帯の中に、70歳以上の方が複数おられる場合、その方々が支払った入院費を含む全ての自己負担が、払い戻しの対象になります。

<窓口>

市区町村の老人保健の窓口

→ 広島市の方は、各区役所の厚生部健康長寿課へ。

<手続きに必要なもの>

- ・ 印鑑
 - ・ 保険証
 - ・ 通帳などの銀行の口座番号がわかるもの
 - ・ 自己負担の領収書（広島市・廿日市市の方は不要です）
- ） 払い戻しを受ける方、全員のものがが必要です。

※ 広島市・廿日市市に在住の方は、一度手続きをしておけば後は自動的に払い戻されます。